

平成 27 年 12 月 24 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
 汐留シティセンター
 G L P 投 資 法 人
 代表者名 執行役員 三 木 真 人
 (コード番号：3281)
 資産運用会社名
 GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 三 木 真 人
 問合せ先 常務執行役員 CFO 辰 巳 洋 治
 (TEL. 03-3289-9630)

資金の借入れ及び金利スワップ契約締結に関するお知らせ

GLP 投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、下記のとおり、資金の借入れ及び金利スワップ契約の締結を決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 資金の借入れについて

(1) 借入れの内容

借入先	借入金額	利率	借入 実行日	借入方法	返済期日	返済方法	担保
株式会社みずほ銀行	3,000 百万円	基準金利に 0.14% を 加えた利率 (注 1)	平成 28 年 1 月 4 日	左記借入先 を貸付人と する平成 27 年 12 月 24 日付の各個 別貸付契約 に基づく借 入れ	平成 31 年 2 月 28 日	期限一括 返済	無担保 無保証
シティバンク銀行株式会社	500 百万円						
株式会社福岡銀行	1,800 百万円						
株式会社福岡銀行	1,400 百万円	基準金利に 0.15% を 加えた利率 (注 2) (注 3)					
農林中央金庫	1,400 百万円						
三菱UFJ 信託銀行株式会社	1,900 百万円	基準金利に 0.24% を 加えた利率 (注 2) (注 3)			平成 36 年 2 月 29 日		
株式会社りそな銀行	1,400 百万円						
株式会社みずほ銀行	1,500 百万円	基準金利に 0.43% を 加えた利率 (注 2) (注 3)			平成 38 年 2 月 27 日		
株式会社三井住友銀行	5,600 百万円				基準金利に 0.665% を 加えた利率 (注 2) (注 3)		
株式会社三菱東京UFJ 銀行	5,100 百万円						
株式会社三井住友銀行	500 百万円	基準金利に 0.695% を 加えた利率 (注 2) (注 3)			平成 39 年 12 月 20 日		
株式会社三菱東京UFJ 銀行	400 百万円						
株式会社三井住友銀行	600 百万円	基準金利に 0.88% を 加えた利率 (注 2) (注 3)			平成 40 年 12 月 20 日		
株式会社三菱東京UFJ 銀行	400 百万円						

- (注 1) 利払日は、平成 28 年 2 月末日を初回とし、その後は毎月末日及び返済期日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。）です。
- 利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利払日の直前の利払日（但し、第 1 回の計算期間については実行日とします。）の 2 営業日前の時点における一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 ヶ月物の全銀協日本円 TIBOR となります。但し、計算期間が 1 ヶ月に満たない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。
- 基準金利である全銀協 1 ヶ月日本円 TIBOR については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ（<http://www.jbatibor.or.jp>）でご確認ください。
- (注 2) 利払日は、平成 28 年 2 月末日を初回とし、その後は毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の各末日及び返済期日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。）です。
- 利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利払日の直前の利払日（但し、第 1 回の計算期間については実行日）の 2 営業日前の時点における一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 3 ヶ月物の全銀協日本円 TIBOR となります。但し、計算期間が 3 ヶ月に満たない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。
- 基準金利である全銀協 3 ヶ月日本円 TIBOR については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ（<http://www.jbatibor.or.jp>）でご確認ください。
- (注 3) 金利スワップにより金利を固定化しております。詳細は後記「2. 金利スワップ契約締結について」をご参照ください。

(2) 借入れの理由

「1.資金の借入れについて (1) 借入れの内容」に記載の新規借入れにより 25,500 百万円を調達し、平成 28 年 1 月 4 日に返済期日を迎える借入金（合計 25,500 百万円）のリファイナンスを行うため

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額

合計 25,500 百万円

② 調達する資金の具体的な使途

「1.資金の借入れについて (2) 借入れの理由」に記載の既存借入金（合計 25,500 百万円）の返済

③ 支出予定時期

平成 28 年 1 月 4 日

(4) 本借入れ後の借入金等の状況

(単位：百万円)

	本件実行前	本件実行後 (注)	増減
短期借入金 (注)	32,400	6,900	△25,500
長期借入金 (注)	139,750	165,250	25,500
借入金合計	172,150	172,150	—
投資法人債	18,500	18,500	—
借入金及び投資法人債の合計	190,650	190,650	—
その他有利子負債	—	—	—
有利子負債合計	190,650	190,650	—

(注) 短期借入金とは本日現在を基準として返済期日までの期間が一年以内のものをいい、長期借入金とは本日現在を基準として返済期日までの期間が一年超のものをいいます。なお、「本件実行後」には、本借入れ実行後（平成 28 年 1 月 15 日）に予定しております平成 27 年 12 月 18 日付「資金の借入れに関するお知らせ」に記載の借入れは含めずに記載しております。

2. 金利スワップ契約締結について

(1) 金利スワップ契約締結の理由

前記「1. 資金の借入れについて (1) 借入れの内容」に記載の借入れの一部について、支払金利の固定化を図り、金利変動リスクをヘッジするため、以下の金利スワップ契約を締結します。

(2) 金利スワップ契約の概要

相手先	想定元本	金利	開始日	終了日	利払日
野村證券株式会社	1,400 百万円 (注 1)	固定支払金利: 0.203% 変動受取金利: 全銀協 3 ヶ月 日本円 TIBOR	平成 28 年 1 月 4 日	平成 33 年 2 月 26 日	毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の各末日及び終了日 (但し、当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。)
	1,400 百万円 (注 1)				
野村證券株式会社	1,900 百万円 (注 2)	固定支払金利: 0.372% 変動受取金利: 全銀協 3 ヶ月 日本円 TIBOR		平成 36 年 2 月 29 日	
	1,400 百万円 (注 2)				
三井住友信託銀行株式会社	1,500 百万円 (注 3)	固定支払金利: 0.497% 変動受取金利: 全銀協 3 ヶ月 日本円 TIBOR		平成 38 年 2 月 27 日	
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	5,600 百万円 (注 4)	固定支払金利: 0.55% 変動受取金利: 全銀協 3 ヶ月 日本円 TIBOR		平成 38 年 12 月 21 日	
	5,100 百万円 (注 4)				
三井住友信託銀行株式会社	500 百万円 (注 5)	固定支払金利: 0.617% 変動受取金利: 全銀協 3 ヶ月 日本円 TIBOR		平成 39 年 12 月 20 日	
	400 百万円 (注 5)				
野村證券株式会社	600 百万円 (注 6)	固定支払金利: 0.6895% 変動受取金利: 全銀協 3 ヶ月 日本円 TIBOR	平成 40 年 12 月 20 日		
	400 百万円 (注 6)				

(注 1) 平成 33 年 2 月 26 日に返済予定の 1,400 百万円及び 1,400 百万円の各借入れに対応するものです。借入れの詳細は前記「1. 資金の借入れについて」をご参照ください。また、本金利スワップ契約締結により、本借入れに係る金利は、実質的に 0.353% で固定化されます。

(注 2) 平成 36 年 2 月 29 日に返済予定の 1,900 百万円及び 1,400 百万円の各借入れに対応するものです。借入れの詳細は前記「1. 資金の借入れについて」をご参照ください。また、本金利スワップ契約締結により、本借入れに係る金利は、実質的に 0.612% で固定化されます。

(注 3) 平成 38 年 2 月 27 日に返済予定の 1,500 百万円の借入れに対応するものです。借入れの詳細は前記「1. 資金の借入れについて」をご参照ください。また、本金利スワップ契約締結により、本借入れに係る金利は、実質的に 0.927% で固定化されます。

(注 4) 平成 38 年 12 月 21 日に返済予定の 5,600 百万円及び 5,100 百万円の各借入れに対応するものです。借入れの詳細は前記「1. 資金の借入れについて」をご参照ください。また、本金利スワップ契約締結により、本借入れに係る金利は、実質的に 1.215% で固定化されます。

(注 5) 平成 39 年 12 月 20 日に返済予定の 500 百万円及び 400 百万円の各借入れに対応するものです。借入れの詳細は前記「1. 資金の借入れについて」をご参照ください。また、本金利スワップ契約締結により、本借入れに係る金利は、実質的に 1.312% で固定化されます。

(注 6) 平成 40 年 12 月 20 日に返済予定の 600 百万円及び 400 百万円の各借入れに対応するものです。借入れの詳細は前記「1. 資金の借入れについて」をご参照ください。また、本金利スワップ契約締結により、本借入れに係る金利は、実質的に 1.5695% で固定化されます。

3. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本件借入れの返済等に関わるリスクに関して、平成27年11月27日に提出した有価証券報告書記載の「投資リスク」の内容に変更はありません。

以 上

*本投資法人のホームページアドレス : <http://www.glpjreit.com>